平成２２年（フ）第１３１９号
堺市西区鳳南町５丁680番地
債務者　遠藤　紀子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末永　京子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２５３１号
名古屋市守山区白山４丁目702番地　グランドヒル白山４Ａ号
債務者　森田　栄一
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　静之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月28日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８１号
滋賀県彦根市開出今町2054番地　101号
債務者　中村　崇顕
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生駒　英司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２５９号
山形県東村山郡中山町あおば20番地16
債務者　須貝　藤夫
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６０号
山形県東村山郡中山町あおば20番地16
債務者　須貝　智子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６５号
山形県東根市中央２丁目６番10号
債務者　大越　真紀
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４０９号
函館市宇賀浦町13番９号
債務者　森　　一美
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４１４号
北海道上磯郡知内町字重内10番地29
債務者　問谷　陽介
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４１５号
函館市時任町30番18号
債務者　谷藤　芳秋
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４１６号
函館市北浜町５番19号　コープサイド北浜107号
債務者　楠本真知子こと　金　真知子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４１７号
北海道茅部郡森町字砂原西４丁目237番地の５
債務者　渡邉　幸江
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４１８号
北海道松前郡福島町字月崎126番地の７
債務者　小山　勝親
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４１９号
北海道茅部郡森町字常盤町146番地の22
債務者　皆川　　晃
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４２１号
北海道茅部郡鹿部町字本別540番地96
債務者　酒谷　早苗
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２１１号
群馬県館林市西美園町743番地の38
債務者　遠藤　　守
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１２５号
岐阜県養老郡養老町鷲巣1589番地４　コーポ田中302号
債務者　村北　幸典
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１５１号
岐阜県養老郡養老町船附752番地　グリーンリバー203号
債務者　伊藤　雅昭
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１５３号
岐阜県大垣市築捨町１丁目203番地
債務者　市川　　潤
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係